

論 文

福井藩松平家奥向における表錠口と「表御メ切」の機能

－奥向の閉鎖性と内部での開放性－

柳沢 芙美子*

はじめに－「御メリ」とはなにか－

1. 19世紀前半の表錠口

- (1) 管理される表向役人の奥向への出入
- (2) 藩主とその来訪者の出入口
- (3) 浅姫（松栄院）の奥向表方への出御とその際の「表御メ切」

2. 奥向における「表御メ切」の事例と機能

- (1) 表方へ出る浅姫（松栄院）と女性家族・子ども
- (2) 表方へ出る奥向女中
- (3) 奥方へ入る藩主、僧・医師

まとめにかえて

はじめに－「御メリ」とはなにか－

幕末の福井藩主松平慶永は、明治期になって記した「幕儀参考稿本」において、江戸城の表向と將軍の執務・生活空間、いわゆる「中奥」との間にあった「上ノ錠口」について次のように述べている。

黒書院ノ裡ニ錠口アリテ、常ニ杉戸ニテ閉鎖セリ。將軍家大表へ出御、或ハ三家・溜詰大名等目見ノ節ハ此杉戸ノ錠ヲ開キテ出入スルヲ定規トス。〈錠口ノ開 | 閉ハ小納 | 戸コレヲ | 管掌セリ。〉此錠口ハ、上ノ錠口ニシテ常ニ出入ヲ禁止ス¹⁾

このように幕府の「上ノ錠口」は、表向と奥向表方との間に設けられたもので、一般に知られている「中奥」から大奥に通ずる二本の御鈴廊下²⁾の先に一か所ずつ設けられた錠口³⁾とは別の異なる出入口であった。

福井藩においても、年賀等の儀式や対面を行う広間がある表向と藩主の日常生活の場である御座の間（奥向表方）との間に錠口（福井藩ではこれを「表御錠口」と称した）が設けられていたことは、前稿ですでに言及した⁴⁾。すなわち、安永8年（1779）の藩法「御守殿・御錠口扱方定」において、諸奉行・目付や江戸御聞番などの表向役人が御目見や臨時の人払御用で御座の間（奥向表方）にいる藩主の元へ参上する際には、通常閉めている表錠口を開けて出入りすることが定められた。絵図類には「杉戸」としか記されていないものがほとんどではあるが、その運用は、側向頭取の日記「少傳日録抄」「御用日記」で幕末まで継続して確認できた。

*福井県文書館古文書調査専門員

図 福井藩の表向・奥向の概念図

表 向	奥 向			
儀礼	表 方	奥 方[広敷・大奥]		
対面 役務	生活 執務	広敷向	御殿向 儀礼・生活	長局向

江戸城本丸御殿の呼び方

表	奥	大 奥
---	---	-----

- 注1 江戸城の表向と奥向の概念図（作成：柳谷慶子『新書版性差〈ジェンダー〉の日本史』2021年）を参考に作成し、一部修正した。
- 2 ■は男性の空間、■は女性の空間を示す。
- 3 []内は一時的に用いられた呼称。
- 4 — は表錠口、— は錠口によって隔てられ管理されている。

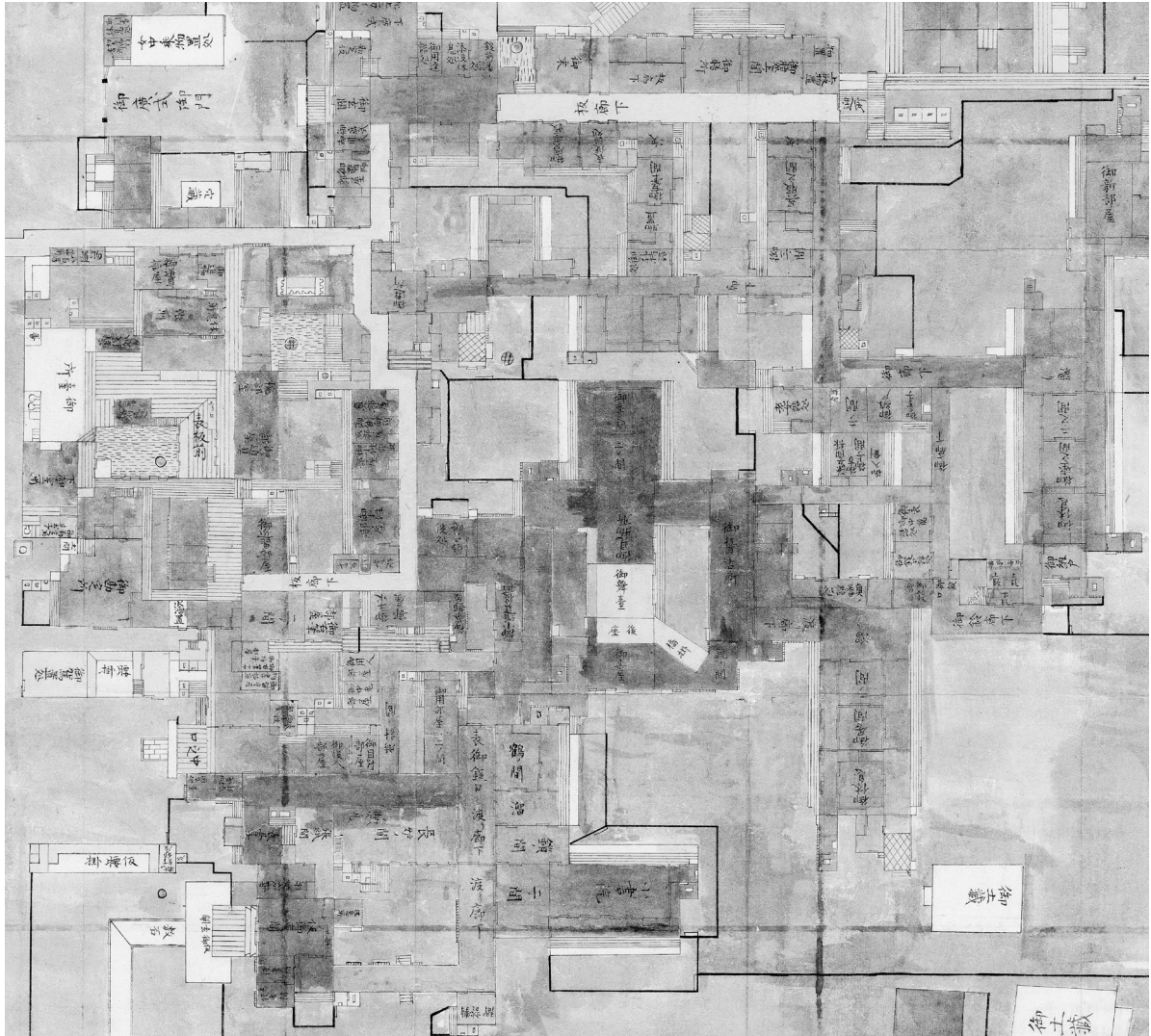
すなわち江戸城における「御メリ」とは、「奥メリ」ともいわれ、奥向表方から小姓など男性の側向役人がすべて退出し、表方の御休息之間等の管理を男性役人の奥の番から女性役人の錠口に引き渡して、御台所や姫君（將軍の娘）が表方へ入ることを指していた。それによって少なくとも慶永の記憶に残る幕末期には、御台所や姫君とともに、年寄をはじめとする奥向女中も奥向表方に入ることができたのである。「御メリ」は、奥向表方を締め切ることを表した表現ではあったが、同時に奥向表方を奥方（大奥）に開放することであった。

この「御メリ」「奥メリ」は、具体的にはどのような状況で行われたのだろうか。たとえば永島今四郎・太田賛雄編著『千代田城大奥』上では、年中行事の中で御台所が女中をともなって庭先を逍遥する際に「所々の栗戸柴門を閉ぢ男共の入り来らぬ様になす」「お締り」を紹介している⁶⁾。江戸幕府諸役所の日記写本である「年録」には、寛政7年（1795）5月に茂姫（家斉御台所）が「奥メ」にして若君（家慶）の幟を観覧した記述がみえる。これ以降、御台所や將軍の娘が富士見櫓や二の丸、吹上御庭に入る際に「奥メ」が度々行われ、文化元年（1804）9月には黒書院から大広間までを「奥メ」にして、婚姻を前に下向した楽宮の道具類と天文方が差上げた東日本の沿海地図が上覧されていた。「奥メ」という手続きによって、御台所や姫君は表向にも出御していたのである。

この「年録」の下限である安政6年（1859）では、数寄屋坊主と表坊主に対して、それぞれ「御座敷向奥締」「表御座敷向奥締」において度々骨折りがあったとして銀3枚ずつが下されたことから、「奥メ」は幕末まで継続し、表坊主が係わっていたことから表向への出御も度々あったことがわかる⁷⁾。さらに『静寛院宮御日記』でも、將軍家茂の遺体が江戸城に戻った慶応2年9月6日に静寛院宮（和宮）が奥向表方を「御表御しまり」にして御棺前で拝礼し、21日・23日にも「御メリ」「表御締り」の上で拝礼・焼香を行っていたことが知られる⁸⁾。注目されるのは、「奥メ」とほぼ同様な事象に対して筆者の女官庭田嗣子は、奥方からの視点から本稿で取りあげる福井藩の事例と同様に「表御締り」という表現を用いていたことである。

さらに慶永は、同じ「幕儀参考稿本」において奥向表方である「表休息等」を締め切る「御メリ」について次のように解説している。

表御休息等奥メリニナル事アリ。コレヲ御メリト云フ。御台様被為入、又姫君様方御登城等ノ節ハ、奥メリニナルコトアリ。其節ハ小姓・小納戸等一人モ不殘相扨ヒ、奥ノ番ヨリ錠口ト立合、奥ノ番ヨリ錠口ヘ相渡シ、錠口受取ノ上ニテ、年寄即老女始奥ヨリ表ヘ参ル。夫ヨリ出御、御台様モ被為入、御用済又錠口ニテ女中一人モ無之様イタシ、其上ニテ錠口ヨリ奥ノ番ヘ引渡ス⁵⁾。



画像 福井藩常盤橋上屋敷（部分） 松平文庫、A0143-21414
中央下方「鶴ノ間」左側渡り廊下に「表御錠口」が記されている。

これ以外でも「玉川上水留」「御用向諸事日記」「南撰要類集」「柳営婦女伝叢」「古事類苑」⁹⁾などで江戸城において「奥メ」「奥締」が行われたことが確認できる。

こうした江戸城での「御メリ」の事例はこれまでほとんど検討されておらず、大名家にいたってはこうした手続きがあったかどうか、わかっていない。ただ、たとえば仙台藩伊達家においては表向をまさに「御メ切外」、当主の公邸にあたる部分を「御メ切内」¹⁰⁾と称していたことから、伊達家においては「御メ切」は、表向と奥向の差異を特徴づけるものであったことが示唆される。

その仙台藩において、柳谷慶子は伊達重村（1756-90 在任）と斉村（1790-96 在任）の代に老女の中に「表への出入り」を認められていた者が複数いたことを明らかにした¹¹⁾。これに対して福田千鶴は、「表向や奥向の表方へ出座の際、その空間を奥方の空間に見立てて使う「奥締り」という方法があり、そのような手続きを経ることなく成人女性の出座が可能であったのか」を検討すべきであると¹²⁾した。

奥向奥方にいる女性が奥向表方や表向へ出る際に実施されたとされる「御メリ」「奥メリ」とは、

誰のためのどのような手続きだったのだろうか。

福井藩の側向頭取が記した「少傅日録抄」(1827～46年)には、幕府江戸城の「御メリ」「奥メリ」に相当する「御メ切」「表御メ切」、奥向表方の一部を閉めきるという意味での類似の事例(「表御居間御メ切」「御居間御メ切」など)が多数記録されている。本稿は、この「少傅日録抄」を手掛かりに、19世紀前半の福井藩松平家において「表御錠口」とこれを閉鎖する「表御メ切」等がどのような場合に実施され、いかに機能していたかを検討することを通して、大名家における奥向の閉鎖性とその内部での開放性¹³⁾を考察しようとするものである。

なお、福井藩における奥向職制の変遷はほとんど明らかにされていない¹⁴⁾が、「少傅日録抄」には福井藩組織としての「中奥」は登場せず、慶永(春嶽)付の女中を「中奥」女中と称するのは、明治2年(1869)以降であった¹⁵⁾。このため、ここでも殿舎の表・奥を図のように整理して用いることとする。

「少傅日録抄」について若干解説しておこう。「少傅日録抄」11冊は、奥向表方の実務上の責任者である側向頭取が同時代に記した一次資料である。第15代福井藩主松平^{なりつぐ}齊承(1811-35、1826-35在任)から16代^{なりさわ}齊善(1820-38、1835-38在任)、第17代慶永(1828-90、1838-58在任)の3代にわたる役務の記録である。記載年代は文政10年(1827)5月15日に始まり、下限は弘化3年(1846)5月12日までの約19年間で、在国・在府の双方の記述が含まれ¹⁶⁾、一部欠落した時期¹⁷⁾があるため「抄」が付されたと考えられる。

齊承は、9歳で將軍家斉の娘浅姫(1803-57)を正室に迎え、これに先立って婚約が成立した翌文政元年(1818)5月には2万石が加増された。同9年に15歳で家督を相続したが、天保6年閏7月に25歳の若さで死去した。その後継となったのは、浅姫(松栄院)の異母弟で16歳の齊善であったが、3年後に早世し、田安德川家から11歳で慶永が襲封した。このように「少傅日録抄」に記録された3代の藩主は、いずれも10代から20代半ばの少年から青年であり、正室がいたのは齊承のみであったことに留意する必要がある。

記録の作成者である側向頭取は、側向役人の長である側用人の下にあり、小姓・近習番等の指揮・監督、手元費用の管理等を行う奥向表方の実務上の責任者であった。このように「少傅日録抄」は側向頭取が記した記録であるため、来訪者や儀礼時の対応が詳細に記される半面で、日常的・定型役務はその表現も含めて省略されやすい点は留意されるべきだろう。

また結城秀康を家祖とする一門の大名である前橋藩の場合には、藩主「側役」の配下に広敷役人である用達も入っていたようで、この「側役」の幕末の記録から広敷向の役務の詳細が明らかにされている¹⁸⁾が、福井藩の側向頭取の配下には広敷向は含まれていない。

なお、「少傅日録抄」は、当館ホームページの「デジタルアーカイブ福井」¹⁹⁾において、目録・画像ともに公開されている。また引用した翻刻文は、「みんなで翻刻」プロジェクトの成果である翻刻文データ(CC BY-SA)および当館活字化ボランティア田原健子氏による筆耕をもとに、筆者が校合したものである。

表1 「表御錠口」にかかわる記述

No.	藩主	所在	年月日	出来事	日録の記述
1	斉承	江戸	1829 (文政12) 5.17	浅姫、斉承へ蕎麦切を進上	八時過方表御メ切姫君様被為入候、但表御錠口并御廊下口、御小道具役所前口、都合三ヶ所御メ切付候事
2		江戸	6.27	越後守 [津山藩主松平齐孝] 来訪	越後守様被為入、御居間へ御通被遊、御熨斗・御たばこ盆・御茶差上、夫方奥御入りニ相成 (中略) 表御玄閣迄御見送可被遊候処殿敷御断ニ付、表御錠口内迄御送被遊候
3		江戸	9.3	内府 [将軍継嗣徳川家慶] の門前通行	(斉承) 御服紗御上下被為召、小書院二之間御敷居方二畳目壁を御後江東御正面御着座被遊、通御相済候節 (中略)、表御錠口御通行被遊候
4		江戸	9.9	重陽祝儀、於儀丸の家中御目見	表御錠口を被為出 (本文引用参照)
5		福井	1830 (天保元) 5.24	人払い中、小姓らは表御錠口外で控え居るよう指示 (5.21 着城)	右御人払御用中、御小姓・御近習番共表御錠口外ニ扣居候様御用人指図有之、御膳番・奥之番詰所ハメ切ニいたし置候
6		江戸	1835 (天保6) 閏7.13	逝去後、天徳寺僧来訪、読経	都合四人今日ハ長炉之間へ罷出候故、表御錠口内方御近習番致案内候
7	斉善	江戸	9.23	幕府役人・医師の来訪、屋敷内検分	最初表玄閣方表向一通り見分、夫方表御錠口を新御座之間・御居間等不残見分相済
8		江戸	10.3	小野桃仙院 [幕府医師] 来訪	小野桃仙院老被出、御物見ニ被為入候ニ付直ニ御物見へ被出御伺有之、案内毎之通、表御錠口を被遊、御用人也
9		江戸	1836 (天保7) 1.6	年頭祝儀 (出入町人)	表御錠口を時計之間廊下通り長炉之間御通り掛、年頭御礼被為受 御出入町人共
10		江戸	2.16	松平大隅守 [薩摩藩主島津齐興]・九鬼長門守 [撰津三田藩主九鬼隆国]・松平日向守 [糸魚川藩主松平直春] 来訪	御三方様御退出之節者、表御錠口内迄御見送被遊候
11		江戸	1838 (天保9) 11.23	慶永、常盤橋上屋敷へ引移、家中御目見	表御錠口外代り、同所 [大廊下] 仕切、熊谷熊之助 [側向頭取熊谷小兵衛倅]、席を隔表御小姓、右御立掛御目見
12		江戸	1840 (天保11) 一	武術稽古の際、稽古所まで用人が慶永を先導	御稽古之節、御先立御用人ニ而被致候事 但 天保十一子年迄表御錠口内ニ付
13	慶永	江戸	3.15	松栄院附用人等、年頭祝儀	於御座之間御附御用人水谷勝三郎 [松栄院附] 殿・松高斧次郎 [松栄院附] 殿、年頭御祝儀 (中略)、畢而表御錠口内へ御侍並居御用人披露、御会釈等昨年之通
14		江戸	8.28	坂上池院 [幕府医師] の来訪	右夕方被出、於御座之間御逢被遊 (中略) 但今朝被罷出候へハ一同御対面所ニ而御逢可被遊候、夕刻被出候故如此、且又表御錠口内故御召服御継上下
15		江戸	9.25	慶永、具足御召初めの儀式	表御錠口外 小兵衛倅 熊谷熊之助
16		江戸	1841 (天保12) 2.28	江戸城登城	五時過御供揃為御機嫌御伺、御本丸へ御登城、御帰殿九半時迄寸前、但式日ニ付御出殿之節表御錠口・表御玄閣、御帰殿西御門中ノ口、表御錠口、但御出殿之節諸士御礼無之
17		江戸	6.15	慶永、袖留の儀式	表御錠口外 熊谷熊之助
18		江戸	9.23	[田安家・慶永父] 徳川齐匡の来訪	今日一位様御沙汰ニ而官医小川竜仙院老、岡了節老、御住居方之御沙汰之由ニ而、野間玄琢老 (御断)・土岐長元老被為召、終日御側へ被罷出、但大奥掛合之上表御錠口往来被致、御手前御医師致案内候、尤田安御医師飯島道仙・吉田元瑞も被為召御側へ罷出候、大奥出入案内右同前、且又官医衆休息所ハ表ニ拵之
19		江戸	10.4	松栄院 [浅姫]、御座間に入れ同座にて席画御覧	御座之間御囲御メ切ニ而、昼時過松栄院様被為入、御同座ニ而狩野探淵・狩野真笑 (御断ニ而名代息)・春笑被為召御席画被仰付 (中略、御附用人の) 休息所表御錠口内、屏風仕切御菓子例之通二分ケニ而差出之
20		江戸	11.16	松栄院 [浅姫]、御座間に入れ同座にて軍談聴聞	表御座之間御囲ニ相成、軍談師 [伊東] 燕凌被為召、松栄院様御同座ニ而御聴被遊、御附御用人初例之通聴聞被罷出候、但聴聞所御囲出来ニ付、以前之通御用人初御側向 (継肩衣 掛之)・当番御医師等聴聞罷出候、御附御用人初休息所表御錠口内二仕切屏風圍・茶煙草盆例之通、是迄御居間御メ切之処、以来表御座之間ニ相成
21		江戸	1844 (天保15) 4.28	松平佐渡守 [出雲広瀬藩主松平直寛]・同大助、松平日向守 [糸魚川藩主松平直春] 暇乞いに来訪	思召ニ而於御居間御対顔被遊 (中略) 御三方様御刀ハ表御錠口ニ而御小姓御受取申上、御銘々様御後ニ指置候
22		福井	7.5	暁天の出殿、夜分の帰殿等の節、別段 ボンボリ点灯の廃止 (儉約)	以来奥表共右御ボンボリ相止、常之御灯火之儘ニ而差置候様被仰出、表御錠口内之儀ハ奥之番へ申通、表御錠口外之儀ハ御用人へ申通候、尤御式事等有之節ハ格別之筈ニ候事

注) 「少傅日録抄」松平文庫、A0143-01101 ~ 01111 による。

1. 19世紀前半の表錠口

(1) 管理される表向役人の奥向への出入

表1は19世紀前半の19年間にわたる「少傅日録抄」から、「表御錠口」の記述がある22の事例を一覧にしたものである。ここから表錠口がこの時期にどのような機能をもっていたかを考察していきたい。

表錠口の位置を明記した絵図はほとんどないが、年代は不明であるものの江戸常盤橋上屋敷における「表御錠口」の記載がある屋敷図(画像)を参考までに示した。

表1を見る上でまず確認しておきたいのは、前述のように安永8年(1779)の藩法「御守殿・御錠口扱方定」では、表錠口は、表向役人が御目見や臨時に人払御用で奥向表方にいる藩主の元へ参上する際の出入口として定められたものであったことである。表向役人の出入りをこうした表錠口の開閉によって制限し管理することは、定型的な役務であったためか「少傅日録抄」にはほとんど記されていない。半面、家中御目見や年頭祝儀、具足御召し初め等の儀式の際に、奥向表方に入ることができない家臣子弟や出入りの町人が控えた場所として、表錠口の外が記されている(9、11、15、17)。

慶永が常盤橋上屋敷に引き移った際²⁰⁾の家中御目見の儀式(11)では、側向頭取の熊谷小兵衛の倅熊之助は出仕前であったため、仮表錠口の外で同様に表錠口の内に入れない表小姓とともに、席を隔て御目見した。熊之助らが控えた場所は「大廊下」を仕切って仮設された「表御錠口外代り」であった。同様に明治2年(1869)に慶永が東京常盤橋邸に移った際においても、狛政之助、杉田悦三郎(杉田栗倅)は、表錠口外で謁見した²¹⁾。大奥側の錠口のように、また江戸城の「口奥」のように²²⁾番人の詰所が置かれなかった表錠口は、儀式の規模や屋敷の状況によって移動されたり、仮設されたりする場合があったのである。天保4年(1833)9月の一橋徳川齊位来訪の際にも仮の表錠口が設けられ、行事の進行によって移動したことが記されている(表2、52)。

これに関連して、福井城本丸において齊承の住居(「御小座敷」)が建設される天保2年(1831)以前では、奥向表方の御座の間の独立性が低かったためか、人払いの際には小姓・近習番が表錠口の外に出て控えることとされていた(5)。また常盤橋上屋敷においてそれまで表錠口内の奥向にあったとされる稽古所が天保10年9月に表向に新設²³⁾され、同11年以降稽古の際には用人が先導することとしたこと(12)、早朝・夜間の灯明料の儉約に関連し、表錠口の内と外を境に奥之番と用人の間で分担が行われたこと(22)がわかる。

(2) 藩主とその来訪者の出入口

2、6、7、8、10、14、18、21からは、表錠口は親戚の御三卿や大名、幕府役人や医師、菩提寺の僧などの来訪者を藩主の御座の間(奥向表方)に迎える際、表向と奥向との間の正式な出入口としても定着していた。2、10では来訪者を見送る際、最も丁重な場合には表玄関までとされていたものの表錠口はその際のやや略式の境界として認識されていたことがわかる。天保2年から4年頃では、親戚大名(松平直寛・同大助、松平直春)が来訪した際の出迎えも見送りの「時計之間中程」であり、同様な時計所が親戚大名(松平齊民)送迎の際の藩主出御の位置として記された事例から、時計の間・

時計所の辺りを表錠口とすることがあったことが推測される（表2、40・50）。

さらに21の場合では、天保15年（1844）4月、参勤交代のために暇乞いに見えた一門の出雲広瀬藩松平直寛・同大助、糸魚川藩松平直春が藩主の居間（奥向表方）に入った際に、三者の刀は表錠口で小姓が受取り、居間に着座した銘々の後に置かれた。表錠口内である奥向では親戚大名であっても佩刀が制限されていたことがわかる。

また、これは幕府の「上ノ錠口」の役割に倣ったものだろうが、藩主自らも年中儀礼や江戸城登城の際には、この表錠口を通して表向に出ていることが記録されている（3、4、16）。たとえば、文政12年（1829）9月の重陽祝儀（4）には、7月に誕生した斉承の子於義丸（母・浅姫）に対する家臣の御目見が行われた。於義丸は以下のように用人が先導し側向役人らが供して、年寄田川や抱守梶尾など奥向女中3名とともに、表錠口を通して表御殿に出、小書院に着座した表向役人は、通り掛けに御目見した。江戸城では幼少で將軍職を継いだ家継には、表向に出御するときも女中らが従ったとされる²⁴が、生後1か月を過ぎたばかりの於義丸の場合もそうした形での御目見であった。

一、四時過、於小書院表方之面々、若殿様御目見被仰付、其節奥御錠口方被為入候

（朱書）表御錠口方被為出、田川方・御抱守梶尾・外ニ老人、弥太六〔目付、津田弥太六〕・小兵衛〔熊谷小兵衛〕・助蔵〔奥納戸役、大藤助蔵〕・百助〔奥納戸役、鈴木百助〕・権太夫〔小姓、武曾権太夫〕・留之助〔小姓・白井留之助〕御供仕候、御用人御先立、御中老御供、右小書院御通り掛也（〔 〕は筆者による注記、以下同様。）

また、天保12年（1841）2月の慶永の江戸城登城（16）の際には、「式日」であることを理由に「御出殿之節表御錠口・表御玄関、御帰殿西御門中ノ口・表御錠口、但御出殿之節諸士御礼無之」と出殿・帰殿の際に表錠口を経由した藩主の通行ルートを確認している。

（3）浅姫（松栄院）の奥向表方への出御とその際の「表御メ切」

1、19、20は、浅姫（松栄院）が関わった事例である。いずれも藩主の御座の間（奥向表方）に入った場合であり、関連して表錠口が締められたり、御座の間に囲いを設けて締め切ったりしていた。

（1）（2）においては、表向と奥向表方との間の出入りにおいて表錠口の開閉と通過が必要とされたのに対して、（3）の場合は奥向奥方から奥向表方に正室が入る際に表錠口等が締め切りにされていた点で、表錠口の役割が（1）（2）とは大きく異なっている。

ここでとくに重要なのは、1において「表御メ切」時に「表御錠口并御廊下口、御小道具役所前口、都合三ヶ所御メ付候事」と締め切りにされた場所が記録されている点である。文政2年（1819）11月の婚姻以来居住していた霊岸島の屋敷が同12年3月に類焼したため、江戸城本丸に立ち退いていた浅姫は、4月21日に常盤橋上屋敷内に出来あがった仮住居に引き移った²⁵。1はおそらく浅姫がこの時最初に上屋敷の奥向表方に入った日と推測され、「表御メ切」の際に閉鎖すべき3か所をわざわざ記録したと考えられる。

このように「表御メ切」の際に具体的に締め切りにした場所がわかる記述は、「少傅日録抄」を通してこのみである。殿舎の改築等によって締め切りにされる場所は変化したと考えられるが、少なくとも「表御メ切」においては、表錠口を含む奥向表方の複数の場所が締め切られることによって、もと

もと錠口によって閉鎖された大奥（奥向奥方）とともに奥向全体が完全に閉じられた状態であったことが確認できよう。

浅姫は、嫁いだのちも将軍家の姫として遇されており、この年の12月には、近接する常盤橋御門内に屋敷を拝領し「御住居」とした²⁶⁾。これを単純に「奥向奥方」と考えていいかという問題はあるものの、斉承が夭折した後の斉善は年少で妻帯しておらず、慶永の場合も、この時期には未婚²⁷⁾であったため、斉承・斉善、およびこの時期の慶永代を通して依然として浅姫（松栄院）は、奥向でもっとも丁重に処遇されるべき女性であったことは間違いない²⁸⁾。

このような地位にあった浅姫（松栄院）が奥向表方に出御する際に表錠口等を閉じるという対応（「表御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」）は、浅姫に限られたものだったのか、あるいは奥向の女中たちにも共通するものだったのか。さらに当主や親戚大名などが奥向表方から奥方（大奥）に入った場合にはどうだったのだろうか。次章において詳しく見ていこう。

2. 奥向における「表御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」の事例と機能

（1）表方へ出る浅姫（松栄院）と女性家族・子ども

表2、3、4は、「少傅日録抄」から斉承・斉善・慶永（婚姻前）それぞれの代における「表御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」と、それに相当すると考えられる「御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」、締め切る区域を限定した「表御居間御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」「御座之間御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」（常盤橋上屋敷）、類似する「御小座敷御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」「御馬見所御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」（福井城）なども含む132件²⁹⁾の事例を書き出したものである。初出³⁰⁾は、文政10年（1827）5月の斉承の福井着城後に奥向女中が到着した時であり、最後は弘化3年（1846）4月の慶永の江戸発駕の際の奥向女中の暇乞い御目見までであり、「少傅日録抄」の残存期間とほぼ同じである。

このうち、浅姫（松栄院）・菊姫（斉承娘・母浅姫）・謹姫（斉承妹、福山藩主阿部正弘正室）・貞松院（斉承母、別居）らが奥向表方に出る際に「表御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」となった事例は38件であり、このうち半数の19件が浅姫（松栄院）に関係するものであった（3、4、5、6、38、42、43、49、57、63、84、86、87、88、91、92、94、95、97）。

浅姫（松栄院）以外の事例では、津山藩主松平斉民の謹姫や於義丸への面会（40、50）、常盤橋邸奥方に居住する「御方々様」（菊姫・於義丸・謹姫）との端午・玄猪・歳暮・年始などの年中行事（7、10、13、16、18、19、20³¹⁾）において、謹姫・於義丸などが表方居間へ出て「御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」、あるいは「表御居間御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」で行われていた。謹姫の御囃子御覧や婚姻前の儀礼も同様に、謹姫が表方居間へ出て「御居間御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」で取り行われた（69、70、71）。一方、謹姫婚姻後、慶永の代になってから天保10年（1839）3月に謹姫が阿部正弘と同時に来訪した際には、「表御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」と明記されている（83）。

貞松院・謙五郎（楷五郎、斉承弟）との面会（福井城）では、誕生したばかりの邦之助との対顔直後の面会（28）は「表御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」であったが、その後の打毬拝見や面会では馬見所や御小座敷など限定された場所が締め切られていた（34、53）。春嶽の代での貞松院との面会も紅葉之間（霊岸島中屋敷）の $\cancel{\text{メ}}$ 切であった（105）。

浅姫（松栄院）が関わった事例では、斉承代においては「表御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」と表記される場合が多いが、ほとんど同じ状態を意味すると考えられる場合でも「御 $\cancel{\text{メ}}$ 切」などの略した表記も用いられている（謹

姫とともに表御居間の桜拝見 42、重体の斉承に面会 57)。

常盤橋上屋敷の仮住居に移った浅姫は妊娠中であり、文政 12 年 (1829) 7 月に於義丸 (1829-1835) を出産した。そのため着帯儀式 (4) や於義丸の御七夜 (10)、色直 (14・15)、箸揃 (15) と儀礼が続いたが、その際には常盤橋上屋敷では大奥が手狭であるとの理由で「表御居間御メ切」にして江戸城からの女使の祝儀を受けていた。

天保 2 年 (1831) の春には謹姫 (10 歳) とともに夕刻、「御メ切」にして表方居間の庭の満開の桜を楽しんだ (42)。さらに数日後には、「御居間御メ切」で庭を歩いて馬見所に入り、打毬を観覧していた (43)。馬見所は殿舎の表向にあったと考えられ、同様に端午の節句には、「表御メ切」にした上で表錠口の外にあった中之口 (玄関と広敷玄関の間の出入口) まで出て、於義丸の幟を御覧になった (49)。このように数少ない例ではあるが、浅姫は奥向表方のみならず表向まで出る場合があったことは注目すべきである。

92、95、97 は、浅姫 (松栄院) の軍談聴聞に関わるものである。いずれも当時大人気の講釈師伊東燕凌 (1801-55) が呼ばれており、松栄院がことのほか燕凌の軍談を好んだことを春嶽 (慶永) は、以下のように回想している。ここには「メ切」が行われた状況が詳しく述べられているので、やや長文であるが引用したい。

毎月一度ツ、余方公を奉招請り³²⁾、表住居 (奥女中ニあらず | 男子のみの所也) をメ切とす。メ切とハ男子を出し、奥女中のミとす。奥の番方錠口 (女中 | の役) へ表を引渡すコト也、用済、錠口方表を奥ノ番へ引渡す也。表ノ居間へ公を御招き申上、簾屏風を立て、其中ニ御褥を敷て御座とし、御聴聞被為在たり。燕凌ハ御簾の外二三間を離れて軍談ス。講席ハ五席、御好ミハ此外一二席也。余ハ御住居方表居間迄、御先立申上て、御案内す。指上物ハ小重にて生菓子一重、すし一重、にしめ (日出蒲鉾、小ぐし鯛、長いも、きんしゆバ、かんひやう) なり。是を召上り、又御附女中ニも、御側にて被下たり。老女始傍聴に出て、各左右にも龜末の簾を掛、御住居手前女中も傍聴せり。男子の分、御住居公用人、御用達、其他側向頭取、小姓、奥の番も傍聴せり³³⁾

慶永は前述した「幕儀参考稿本」の「御メリ」と同様に「メ切とハ男子を出し、奥女中のミ」とすることだとしているが、具体的な軍談聴聞の場面では、必ずしも厳格に男性がすべて退出して女性のみであったわけではない。簾屏風の囲いの中にいる松栄院と御付女中、同様に御簾を隔てて傍聴する慶永付老女や女中・松栄院付の女中たちとともに、松栄院付の用人、御用達、慶永付の側向頭取・小姓・奥の番たち男性役人も傍聴したと記している。

このことは、下記の「少傅日録抄」天保 11 年 (1840) 5 月 29 日条 (92) においても裏づけられる。当初、松栄院御付衆 (男性役人) の聴聞は予定されていなかったが、大奥からの申し出で囲いを設けて聴聞することになった経緯をつぎのように記録している。

- 一、五月廿九日、今夕松栄院様御居間へ被為入候ニ付御間内囲ひ致候ニ付、御仕廻済方御座之間へ被為移、朝御膳被召上候
- 一、夕方軍談師伊藤^{伊東燕凌}燕凌被為召、合邦ケ辻仇討五クサリ申上、別ニ御好一クサリ申上、松栄院様御同座ニ而御聴被遊候、但右之通御メ切ニ付御附御用人衆始聴聞無之処、大奥方御沙汰有之、

俄ニ水谷勝三郎〔松栄院付用人〕殿初詰合切聴聞被仰付、右ニ付御囲之内東御入側御庭口之処二間繰上ニ相成此所へ被罷出、〔松栄院付用人の〕休息所ハ御馬見所上之御間ニ仕切、屏風御囲之通、御菓子差出、茶・たはこ盆表御坊主相廻り居差出之、燕陵休息所も御馬見所へ差置、御賄例之通

ここからも、「御メ切」という手続きによって奥向表方と奥方を一時的に奥向内部で限定的に開放し、簾屏風や御簾による囲いを設けることによって慶永・松栄院・それぞれの女中・松栄院付用人らとともに軍談を楽しんだことがわかる。ここでは、慶永付の側向役人は、軍談聴聞のための設営に関わっているものの、自身が軍談を聴聞したかについて直接触れていない。しかしこの後、天保12年(1841)11月16日の条では、松栄院聴聞所の囲いのできたため「以前之通」に藩用人・当番医師らも聴聞したと記しており、松栄院に対して囲いを設けることで側向役人や医師らとともに軍談を聞いていたことがわかる(表1、20)。

なお、天保4年(1833)1月3日の福井城での謡初めでは、大奥錠口のすぐ外にある「奥之番詰所」(奥向表方)を「メ切」にして大奥女中の拝見所としていた(46)。

(2) 表方へ出る奥向女中

さらに「表御メ切」は、正室や女性家族・子どもに対してだけではなく、江戸城大奥や親戚大名から遣わされた女使(9、15、23、39、82、125、130)、年寄とそれに準じる役女(17、41、44、54、62、64、65、66、68、謹姫婚姻出精72、松栄院付女中73、81、89、松栄院付老女衆98、102、松栄院付女中106、116、121、松栄院付女中129、131)、比丘尼(12、85、118、126)らが奥向表方に入る場合にも行われていた。参勤交代時の奥向女中一統の御目見など(14、24、37、48、56、61、斉善御棺拝礼74、107、108、132)を加えれば、その数は41件におよんでいた。

このうち弘化元年(1844)6月の大奥女中一統の土居仏殿拝礼(108)は、慶永が参詣のために城下へ出た後で年寄はじめ奥向女中のみで奥向表方の仏殿を拝礼したもので、藩主外出中の「大奥切之御メ切」と記されている。土居仏殿は、福井城西三ノ丸御座所の御座の間から西へ張り出している土居沿いの仏殿であった³⁴⁾。奥向女中が表向に出た事例として、弘化元年(1844)4月に松栄院(浅姫)付女中7名が表向にある御馬見所の二ノ間に御簾囲いをして乗馬を拝見した例がある(106)。

奥向女中が奥向表方へ出る際に「御メ切」が行われた事例が2(1)で検討した浅姫(松栄院)や大奥に居住する家族の事例とほぼ同じ頻度となっている点は注目すべきだろう。この場合では「表御居間御メ切」といったより限定された区域が締め切られることが多かったとはいえ、奥向女中は「御メ切」の手続きによって、奥向表方に入ることができたのである。

歳暮祝儀の儀式については、「例年之通」として省略される場合も多いが、おおむね下記の天保2年(1831)の事例のように斉承・慶永の代では「御居間御メ切」にし、年寄に対して「御手(おてずから)」(17、81、89、102)あるいは「直々」(54)、「於御前」(65)目録等が下付され、側用人や用人、場合によっては留守居(81)・高家衆(89)に次ぐ順序で行われていた³⁵⁾。

(天保2年(1831))
一、十二月廿八日、綿服上下御右筆部や其外熨斗目着〇御登城御帰殿掛、直ニ御座之間御着座、姫君様御始御方々様方歳暮之御使被為受、御手のし被下之、畢而御家老中御祝儀被申上、御手

のし被下之、相済御側御用人・御用人一同御祝儀申上有之、夫方大奥へ被為入、表被為入候処ニ而御居間メ切ニ相成、御年寄三人御目六被下之、金五百疋ツ、御側御用人御執合

(3) 奥方へ入る藩主、僧・医師

さて、2(1)(2)で取りあげた以外の53件には様々な事例が含まれている。まず藩主が大奥に入っ
て行う年始・節分・月見・亥猪などの年中儀礼は、「表御メ切」かそれに準じる形で行われていたこ
とに注目したい。

2(1)で述べたように浅姫が常盤橋上屋敷の仮住居にいた文政12年の年中儀礼は、奥向表方の居
間へ「御方々様」が入って行われることが多かった。翌年の節分以降では「大奥御式有之」(21、29、
67)とのみ記されているため、式が執り行なわれた場所を特定することはできないが、その際にも「表
御居間御メ切」「表御メ切」「御居間御メ切」とされていた。慶永の代には月見や年始、節分等の年中
儀礼は、「近例大奥ニ而差上候」「大奥ニ而御例之通」といった表現から大奥において行われたとみて
いだろう(111、122、123、124、127、128)。弘化元年(1844)の年末、慶永は奥向表方の煤払いの
ために朝食後に大奥(奥向奥方)へ入ったが、その際にも「表御メ切」とされていた(115)。

そもそも藩主は、参勤交代後に藩主付の奥向女中たちが到着³⁶⁾した後には、夕食(三度膳)は「御
メ切」「表御メ切」でとっており(1、8、11、25、31、32、36、昼食45、90、112)、さらに斉承・慶永
代で夕食は「表御メ切」等で大奥でとるのを定式とするとの記述がある(25、28、90)。大奥での入浴・
就寝時も同様であった(59、60、80)。天保元年(1830)10月20日にわざわざ「今晚方御三度御膳御
メ切」(31)、同月22日「今晚方御メ切御寝」(32)と記されているのは、9月17日に福井城大奥で男子(邦
之助、1830-30)が誕生し体制が手薄となったため、斉承は翌18日から奥向表方で夕食・就寝してい
たものを、10月20日から定式どおり大奥で夕食、22日から就寝することにしたという意味だろう。

また天保14年(1843)に慶永が9日間ほど海岸部を巡見した際(101)にも「御錠口メ切」が行
われたこと、さらに斉承・斉善の逝去後にも「御メ切」の手続きが採られていることは奥向の特質
と考えるうえで興味深い。前者は奥坊主が留守を預かったことからこれは表錠口の締切りを意味
しており、福井藩では国元で巡見等で藩主不在の際には奥向全体(ここでは御座所奥向)が締め切
られたことがわかる。

鈴木準道(1841-1921)は、「参府中は御住居向締切」となったため家老は評定所へ出勤した³⁷⁾と
述べており、福井藩では江戸参府中には、家老が勤務する御用部屋がある御座所全体が締切られたと
している³⁸⁾。もっとも幕末においては、このことは財政改革・儉約との関連が強いのかもしれない。
鳥取藩池田家の場合では、藩主が帰国する際に奥向表方の御殿空間が閉鎖されたことが明らかにさ
れている³⁹⁾が、福井藩では藩主在国中に江戸上屋敷の奥向表方がどのように管理されたか不明であ
る。「表御寝」(奥向表方で就寝)と記されている場合で「表御メ切」が行われていたかどうかを含めて、
さらに検討が必要である。

ただ基本的には藩主が年中儀礼や夕食以降で大奥に入る際には「表御メ切」の手続きが採られた
とみていだろう⁴⁰⁾。すなわち「表御メ切」は、2(1)(2)で検討した正室や家族、奥向女中が奥向
表方に入る際に採られた手続きであったのみならず、藩主が奥向奥方に長時間入る際にも適用され

るものだった。

このことを押さえた上で、僧が奥向奥方へ入った場合を見ておこう。当主在国時の春に行われた菩提所住持の招待では、斉承代の3回とも席画や打毬の観覧のあと、吸物や酒が振舞われ、「御メ切」にした上で大奥においても酒等が振舞われた(35、47、55)。慶永代の弘化2年(1845)では、先例では「御メ切」にして大奥での饗応が行われていたが、この年は儉約のために料理等が格別に省略とされたため「御メ切」での饗応がなかったことを記している(119)。これ以外で僧が大奥に入った事例、あるいは、奥向女中が応じた事例は、斉承・斉善逝去後「御メ切」での髪剃りや読経時である(58、77)。同様に、幕府から福井へ派遣された医師の拝礼も「毎々通」りに年寄中に面会し、「御メ切」のなかで年寄が取り計らった(76)。ここから僧や医師も奥向奥方に入る場合、あるいは奥向女中が応対する場合には、表メ切の手続きが必要だったことがわかる。

医師については、「少傅日録抄」に記述が少なくわからないことが多いが、表1の18では、徳川斉匡⁴¹⁾が伴ってきた幕府と田安家の医師は、表錠口を通して福井藩医の案内で大奥に入っていた。また医師が奥向奥方に入ったわけではないが、参勤交代の発駕前の灸治納式は「御メ切」で行われた。

なお、斉承の弟善道(謙五郎・楷五郎、1814-43)来訪の際にも「御小座敷御メ切」「表御メ切」の対応が採られた(26、27、29、30、33)。前述のように天保元年(1830)の在国時には、9月に男子が誕生したこともあり、翌年春にかけて弟善道はたびたび斉承に対面し、大奥へ入ることもあった⁴²⁾(26、29)。翌年2月には貞照院(斉承母)と3人で打毬を観覧した(34)。十数年後に慶永が在国の際に善道とその住居(御泉水屋敷に近接)に見舞った際も「御メ切」となっていた(100)。

まとめにかえて

福井藩松平家の表錠口は、表向役人が奥向表方にいる藩主の元へ参上する際の出入口として安永期に定められ、表向から奥向への出入りを制限し管理するために設けられたものであった。19世紀前半になるとこれに加え、藩主の来訪者を奥向表方に迎える際の出入口としても機能し、さらには藩主の江戸城登城や年中儀礼の際の表向への正式な出入口としても定着した。表錠口には番人の詰所は置かれなかったが、側向役人の役務上では確実に認識されており、儀式の規模や屋敷の状況によって移動されたり、仮設されたりすることがあった。

さらに福井藩松平家では、表錠口に全く別の役割をもたせていた。すなわち、表錠口を含む奥向表方の複数の場所を締め切り、表向から奥向を完全に閉鎖する「表御メ切」という手続きによって、正室や家族が奥向表方に出ることが可能であった。さらにこの「表御メ切」は、正室や家族のみならず、江戸城大奥や他藩の女使が表方に入る際にも、また自藩の奥向女中が役務において表方に出る際にも採られた組織的な手続きであった。「表御メ切」等の実施は、奥向表方の実務上の責任者である側向頭取の判断で行われ、側向役人と奥方の女中との調整によって実施され、それゆえ側向頭取による「少傅日録抄」に記録されたと考えていだろう。あらためて奥向の閉鎖性、そのための奥向表方の側向役人と奥向奥方の女中の協業⁴³⁾による奥向管理の一体性が確認できる。

さらに「表御メ切」は、藩主が夕食や就寝で奥向奥方(大奥)に長時間滞在する際にも適用されるものであった。また僧や医師が奥向奥方に入る場合、あるいは彼らに奥向女中が応対する場合にも、

奥向奥方への出入りは僧や医師個人に対して特権的に許されたものではなく、「表御メ切」の手続きによって可能となっていたと見ることができよう。

このように見てくると、福井藩松平家の「表御メ切」は福田千鶴が江戸城奥向に関して指摘したような奥向表方を奥方の空間に見立てたものにとどまらず、藩主や僧、医師などの男性が奥方へ入る際にも適用されるというジェンダーにおける対称性、奥向の奥方から表方へ、表方から奥方への人の移動の双方向性をもっていた。

ここで取りあげた「表御メ切」とその類似の132事例は、「少傳日録抄」が記した20年間の時間を考慮すれば、それほど頻繁に実施されたとはいいがたいが、藩主の夕食・就寝における定式的な事例が省略されているとみると、その実数ははるかに多くなると考えるべきかもしれない。

「表御メ切」は、表向から奥向を閉鎖することによって、男性の空間である奥向表方、女性の空間である奥向奥方というジェンダー上の制約を一時的、限定的に超え、奥向内部における開放性を確保する組織的な手続きであった。これによって女使を含む江戸城大奥や親戚大名との儀礼、藩主と正室、家族、親戚大名との面会や会食、儀式や年中行事における交流が可能となっていた。さらに本稿では、「表御メ切」によってそうした藩主家族や親戚のみならず、奥向女中の表方での役務、奥向において側向役人・奥向女中を含めた謡や軍談など文芸や芸能の享受が（この場合、簾屏風や御簾による囲いを用いて）可能となっていたことを指摘した。

本稿で明らかにした奥向における「表御メ切」のような手続きは、福井藩松平家の藩邸の広さや構造に規定され、独自の運用を少なからず含むものであろうが、特異な例外ではなかったことは「はじめに」で触れた江戸城での「御メリ」「奥メリ」の事例からすでに明らかである。江戸城奥向における「御メリ」「奥メリ」の詳細とその特質、他の大名家奥向における類似の手続きの有無を含め、今後検討していく必要があるだろう。

今後は、幕末まで時代を下る同じ側向頭取の記録「御用日記」（1859～68年）を用いて福井藩松平家の奥向の特質についてさらに検討をおこなうこと、その際、側向頭取が記した「大奥掛合」「大奥取扱」「大奥取計」「大奥廻り」等における年中儀礼や祝儀・見舞等におけるの奥向女中の役務を明らかにすることを課題としたい。

〔付記〕本稿の作成にあたり、柳谷慶子氏、本川幹男氏に御教示をいただいた。

表2 齊承代の表御切

No.	所在	年月日	出来事	日録の記述
1	福井	1827 (文政 10) 6. 9	□夕食御 _レ 切	亥六月九日大奥女中着、十日方御三度御膳御 _レ 切ニ相成
2	福井	8. 24	□御 _レ 切 (8. 26、10. 15)	夜九時過暫御 _レ 切有之、九半時過御寝
3	江戸	1829 (文政 12) 5. 17	浅姫、齊承へ蕎麦切を進上	八時過方表御 _レ 切姫君様被為入候 (表1 (1) と同じ)
4	江戸	5. 28	□浅姫、着帯儀式、江戸城本丸・西の丸より女使あり	姫君様御着帯ニ付、両御丸方女使有之、大奥向当時御手狭ニ付表御居間御 _レ 切、殿様・菊姫様上使被為受、御拝領物有之
5	江戸	6. 6	浅姫、齊承へ蕎麦を進上	姫君様方 蕎麦八寸五重組 表御 _レ 切ニ而被為入候ニ付御側之御慰被進之
6	江戸	6. 15	浅姫、齊承へ鮮鯛進上	御同所様 [浅姫] 方 鮮鯛二枚 (度々表御 _レ 切ニ而 被為入候ニ付) (御側向頭取始 両部やへ被下)
7	江戸	7. 7	□端午の御内書拝見	御登城御帰殿掛直ニ鶴之間御着座、端午之御内書御拝見御留守居へ御手のし被下、畢而姫君様御始御方々様御使被為請、御直各御手のし被下 (中略)、大奥御対顔相濟、表御居間御 _レ 切御方々様御対顔、御日録為御取替等有之由
8	江戸	7. 15	□中元御祝、夕食	中元御祝御膳、今日御三度之節御祝被遊、蓮飯も御祝有之候由、但今晚ハ表御居間御 _レ 切奥御膳也
9	江戸	8. 3	□於義丸 [齊承子]、御七夜御祝儀、大奥で江戸城本丸・西の丸からの女使に面会	御本丸上使水野出羽守 [水野忠成] 殿、御住居へ御勤相濟、表通り殿様・若殿様へ上使御勤、御拝領物有之 (中略)、両御丸方之女上使於大奥御請可被遊候処、御手狭ニ付表御居間御 _レ 切ニ而御受被遊候
10	江戸	8. 5	□御七夜祝儀	御七夜御祝儀ニ付、表御居間御 _レ 切ニ而御方々様御日録為御取替有之
11	江戸	9. 6	□夕食 (9. 7)	御三度御膳ハ何レ御 _レ 切ニ而召上候様、小兵衛方申上候御聞受被遊候 (9. 7) 今晚方御三度御膳御 _レ 切ニ相成
12	江戸	9. 27	□比丘尼らと面会	今日、寿栄始御比丘尼被為召、御居間暫御 _レ 切相成、御方々様被為入、御目見被仰付、御祝儀御目六被下
13	江戸	10. 2	□玄猪祝儀	玄猪御祝儀、詰合切御座之間代り鶴之間御着座御祝相濟、直々御住居へ被為入御祝有之候由、相濟表御居間御 _レ 切ニ而御方々様御同座御祝有之候由
14	江戸	12. 6	□於義丸の御色直祝儀、大奥年寄はじめ女中一統の祝儀を受ける	姫君様御対顔御入其節若殿様御対顔被遊、於大奥今日之御祝儀 [於義丸色直祝儀] 御式有之、相濟表へ被為入御 _レ 切ニ而御年寄始一統御祝儀、御請被遊候
15	江戸	12. 9	□於義丸の御色直・御箸揃祝儀、將軍等の女使 [飛鳥井・山の井・花町・局] の祝儀を受ける	若殿様御色直御箸揃御祝儀ニ付、両御丸御五御所様方女使を以御拝領物被遊候 (中略) 大奥向御手狭ニ付、表御居間御 _レ 切ニ而殿様・若殿様・菊姫様 [齊承・浅姫娘] 御分被為請候
16	江戸	12. 28	□歳暮祝儀	歳暮御祝儀 (中略)、畢而大奥へ被為入御式有之、表へ被為入御居間御 _レ 切、御方々様被為入御日録為御取替有之
17	江戸	12. 晦	□大奥年寄3人へ歳暮祝儀目録下さる	金五百疋ツヽ 御年寄三人江 右例年之通御居間御 _レ 切、為歳暮御祝儀御手目録被下之、御中老御取合有之
18	江戸	1830 (天保元) 1. 1	□元日、於義丸初め対顔	御拝領之御鏡餅御頂戴奉文御覽相濟、直ニ大奥被為入御対顔、夫方御居間御 _レ 切ニ而若殿様御始御方々様被為入御対顔、御目六為御取替有之
19	江戸	1. 3	□三献の御祝	御居間御 _レ 切ニ而、御方々様御揃被遊三献之御祝有之
20	江戸	1. 7	□若菜祝儀	(登城、帰殿後) 御座之間代り鶴之間御着座、若菜御祝儀、姫君様御始御方々様方御使被為請 (中略) 夫方直ニ大奥被為入御対顔、夫方表御居間御 _レ 切御方々様御対顔、其外御札等被受候由
21	江戸	1. 11	□節分儀式	節分ニ付暮時迄御座之間代り鶴之間へ御着座、御例之通豆頂戴御式有之、相濟表御居間御 _レ 切ニ而大奥御式有之
22	江戸	1. 24	□御 _レ 切 (2. 15、2. 22、3. 16、3. 晦、閏3. 14、4. 25、4. 28)	御夜詰五半時引、御 _レ 切初而也
23	江戸	3. 28	津山藩女使藤田と面会 (贈答・返礼)	鍛冶橋 [津山藩上屋敷] 方為御使藤田罷出候ニ付表御 _レ 切ニ而御逢被遊

24	福井	5.23	□大奥女中、御目見	大奥女中袖野方始到着ニ付、御小座敷御 ズ 切ニ相成、御目見被仰付、畢而御錠口迄被為入、御広式御用達始御立掛り御目見被仰付
25	福井	5.24	夕食定式	御三度御膳、表御 ズ 切ニ而被召上候、以来定式右之通被仰出候事
26	福井	8.15	□大奥にて謙五郎〔善道・齊承弟〕と昼食	御二度御膳、謙五郎様方被進之御膳御祝被遊御膳後被進之、御赤飯・御吸物・御酒・御硯蓋・御鉢肴・御菓子等ハ御小座敷御 ズ 切、大奥ニ而被召上候
27	福井	9.18	□謙五郎と面会	謙五郎様為御歎〔邦之助誕生〕被為入、御上下御 ズ 切中御対顔有之
28	福井	9.18	貞照院〔齊承母〕と対顔	此節大奥御手狭ニ付、表御 ズ 切ニ而御入有之○貞照院様八半時御供揃ニ而被為入、於大奥御出生様〔邦之助〕御対顔有之、夫方表御 ズ 切ニ而御対顔有之、七半時御帰館○御三度御膳定式御 ズ 切ニ而被召上候得共、此節大奥御人少ニ而指支候ニ付御七夜中表御膳被仰出候
29	福井	10.3	玄猪儀式	〔表向にて玄猪祝儀後〕表御 ズ 切ニ而大奥御式有之、其節謙五郎様ニも被為入御祝被遊候
30	福井	10.15	謙五郎、御礼来訪	謙五郎様為当日御礼被為入、表御 ズ 切中御対顔有之
31	福井	10.20	□御 ズ 切にて夕食	今晚方御三度御膳御 ズ 切ニ而被召上候
32	福井	10.22	□御 ズ 切にて御寝	今晚方御 ズ 切御寝被仰出候
33	福井	1831 (天保2) 1.15	謙五郎と年始盃事を行う	謙五郎様被為入、於御小座敷当日御礼被仰上、表御 ズ 切ニ而年始御盃事有之
34	福井	2.27	□貞松院・謙五郎とともに打毬を御覧になる	〔交御肴一折〕右、今日貞照院様御出ニ付御同所様方被進之、今日ニノ丸御馬場ニ而御打毬被遊御馬見所御 ズ 切、謙五郎様ニも被為入御三方様御一所ニ御覧
35	福井	3.10	□菩提所住持招待（席画・打毬）	御袴ニ而被為入暫御咄有之、御酒御進被遊、御 ズ 切被仰出、御 ズ 切中御給仕御医師、大奥ニ而御酒相勸相済、大奥ニ而付立御前へも差上之
36	江戸	4.9	夕食	姫君様少々御風気ニ而、御三度御同座御膳御断ニ付、表御 ズ 切ニ而被召上候
37	江戸	4.13	江戸到着の大奥女中一統に御目見（参勤交代）	大奥袖野始今日到着、表御 ズ 切御袴被為召御目見被仰付候、但於道中七日斗逗留有之
38	江戸	4.24	浅姫とともに昨日江戸城登城で拝領した品々をご覧になる	姫君様表御 ズ 切ニ而被為入、昨日御拝領之御品共、於下溜之間御覧被遊候
39	江戸	8.5	□箏姫〔治好娘・津山齊孝正室〕からの女使田村と面会	箏姫様方田村御差出被成候付左之通被進之（但、御居間御 ズ 切ニ而 田村御逢）
40	江戸	12.22	□松平齊民〔津山藩主〕来訪、御住居で浅姫と内々に面会、御居間で謹姫〔齊承妹〕に面会	夫方御居間へ御通り被成其節御稽古所御時計所迄御出迎被遊（中略）、御住居へ御通り被成、御内々姫君様御対顔被成候由、相済再御居間へ被為入、此処ニ而暫御 ズ 切ニ相成、謹姫様へ被為入、御対顔被遊
41	江戸	12.28	大奥年寄3人へ目録を下さる（歳暮）	本文2(2)参照
42	江戸	1832 (天保3) 3.27	□浅姫・謹姫、表御居間庭の桜を拝見	此節御居間御庭之桜盛りニ付、夕方御 ズ 切ニ而姫君様被為入、御吸物・御酒・御菓子・御取肴等被進、御次通り茶飯・田楽御酒被下（六十一人前ナリ ）、謹姫様ニも被為入候由
43	江戸	4.5	□浅姫、馬見所にて打毬御覧	御道筋御居間御 ズ 切ニ而御庭通り、御馬見所へ被為入、御等之儀前以飯田作左衛門〔用人〕并御広式御用人方谷中惣左衛門〔浅姫附用人〕殿掛合談之上出来、委細画図面有之、七半時前済
44	江戸	4.10	□貞照院附年寄と面会	貞照院様御年寄梶尾罷出、御 ズ 切ニ而御逢被遊候
45	福井	5.9	□着城、昼食	九半時式寸五分、益御機嫌能御着城被遊候○御式事御例之通、御庭〔四社拜礼〕相済、御小座敷御 ズ 切ニ相成御二度御膳被召上候
46	福井	1833 (天保4) 1.3	□謡初め	〔謡初〕謙五郎様最初被為入候節、御小座敷ニ而御対顔、直ニ御同道ニ而御覧所へ被為入、御囃子相済再御小座敷へ被為入御礼被仰上候、一、大奥向拝見ハ奥之番詰所〔表方、錠口のすぐ外〕 ズ 切拝見所ニ相成候、都而御間困其際取扱委細奥番記録ニ有之
47	福井	2.29	□菩提所住持招待（席画）	御程合ニ而御袴ニ而被為入御 ズ 切ニ相成申候、此後御手続卯春〔天保2年〕之通略之
48	江戸	4.1	□江戸到着の大奥年寄に御目見（参勤交代）	今夕到着 大奥御年寄 袖野始 右御居間御 ズ 切御袴ニ而御目見被仰付候
49	江戸	5.5	浅姫、端午の幟御覧、齊承同道	姫君様御幟為御覧、中ノ口迄被為入、如例表御 ズ 切、殿様ニも御同道ニ而被為入候

50	江戸	6. 21	□松平齊民〔津山藩主〕来訪、御住居で浅姫と内々に面会、御居間で於義丸・謹姫に面会	三河守様九半時の御供揃二而八時被為入、最初小書院へ御通り夫方御居間へ御通り、其節御稽古御遣場御時計下例之所迄御出迎被遊（中略）、御住居方御案内之上御通り被遊、御内々姫君様御対顔被遊候由、相済再御居間へ被為入、此処二而暫時御 ズ 切二相成、若殿様・謹姫様御対顔有之
51	江戸	7. 12	□御 ズ 切御寝	夜、明日上野惣御霊屋并最樹院様御霊前へ御参詣被遊候へとも、夕方九半時過之御供揃二付、今晚御 ズ 切御寝被遊候
52	江戸	9. 25	□徳川齊位来訪、大奥で於義丸・謹姫に面会、囃子御覧	〔一橋徳川齊位〕大奥被為入、御上段御着座御挨拶被遊、若殿様・謹姫様御対顔相済、被進物之御披露有之相済御吸物御・酒被進、尤殿様御相伴被遊候、相済民部卿様御住居へ御通り姫君様御対顔（中略）御襖引之（御用人 取斗）御居間御 ズ 切二相成、但溜り之間方 ズ 切、御錠口仮稽古所御膳番話所上之所也、直々御覧所始致御困御囃子中仮御錠口十畳之間也
53	福井	1834（天保5） 5. 28	□貞照院・榎五郎に吸物・酒・菓子を進ぜらる	貞照院様・榎五郎〔善道〕様被為入御、同道二而大奥被為入、直二御小座敷御 ズ 切二成御吸物・御酒・御菓子被進、七時御兩所様共御帰館
54	福井	12. 28	□大奥年寄へ金 100 疋下さる	金五百疋 御年寄 岡野方 右例年之通、御側御用人取扱、御 ズ 切二而御直々被下之、江戸表御年寄へハ式百疋ツ、被下候由
55	福井	1835（天保6） 3. 4	□菩提所住持招待（打毬・席画）	御吸物出御酒御勸、御 ズ 切被仰出、大奥二而御酒・御菓子・御細工物等例之通頂戴有之
56	江戸	4. 7	□大奥女中、御目見（4. 3 於義丸死去）	大奥女中奥野方始、七時過着表御居間 ズ 切二而御目見被仰付候
57	江戸	閏 7. 2	□重体の齊承に、浅姫が面会	七時過御 ズ 切二而姫君様被為入御対顔被遊候、暮時過二而ハ段々御大切之御容体二被為及、此節北御入側御簾屏風仕切二而姫君様被為入候
58	江戸	閏 7. 13	□天徳寺住持御梅に来訪、御髪剃り	此節御 ズ 切中二付御側一統詰合切御稽古所兩側相詰 白三方 二ツ 表物二而出来其外入用之品天徳寺持参 御髪剃 右役僧附添持出之、右御 ズ 切大奥二而被指上

注 1) 「少傳日録抄」松平文庫、A0143-01101 ~ 01103 による。
 2) 「表御~~ズ~~切」と明示されていないものには、□を付した。
 3) 〈 〉内は割書を、| は改行を示す。

表 3 齊善代の表~~ズ~~切

No.	所在	年月日	出来事	日録の記述
59	江戸	1835（天保6） 9. 25	常盤橋上屋敷へ引移り、大奥御寝	夜五半時表御 ズ 切、大奥御寝（以後如此 ）
60	江戸	11. 20	□大奥にて入浴	八半時、御 ズ 切大奥二而御湯被為召
61	江戸	11. 28	□御座の間の具足類を大奥年寄はじめ女中たちが拝見	御持込御新調之御具足・御太刀三振、今日御本丸方相廻り候二付御座之間御飾付御覧被遊、引続同所御 ズ 切二而大奥御年寄初拝見有之
62	江戸	12. 晦	□大奥年寄 4 人へ目録を下さる（歳暮）	暮時、例年之通詰合切歳暮之御祝儀申上之、御附衆ハ口之間北之方御敷居際方一列着座、〔熊谷〕小兵衛始一同二類程二並居、御祝儀申上候旨小兵衛方言上之 御目録 御年寄 浜尾殿始四人へ 右例年之通被下之、御 ズ 切御側御用人取計
63	江戸	1836（天保7） 8. 10	松栄院〔浅姫〕に面会	松栄院様、表御 ズ 切二而御対顔被為入（御引中 毎々）
64	江戸	12. 28	□大奥年寄 4 人へ目録を下さる（歳暮）	例年之通御目六被下之（御 ズ 切、雨森伝左衛門取計 ）御年寄衆 浜尾始四人へ
65	江戸	1837（天保8） 9. 9	□大奥年寄 2 人へ任官祝儀を下さる	白銀拾五枚 浜尾殿へ 同 五枚 藤田殿へ 右今般為御任官御祝儀、御側御用人取扱、御居間御 ズ 切於御前被下之
66	江戸	9. 28	□松栄院附女中に面会	松栄院様方 御小重詰 右御使染村殿を以殿様・謹姫様へ被進之、御袴被為召御 ズ 切二而御逢被遊候
67	江戸	10. 7	□大奥の玄猪儀式	玄猪二付七半時揃御座之間御着座（中略）、御居間御 ズ 切、大奥御式有之候旨

68	江戸	12. 晦	<input type="checkbox"/> 大奥年寄 5 人へ目録を下さる (歳暮)	年寄浜尾殿始五人江例年之通御目録、御 メ 切ニ而大宮藤馬取計被下之
69	江戸	1838 (天保 9) 2. 13	<input type="checkbox"/> 謹姫に面会	夕刻、御居間御 メ 切ニ而謹姫様御対顔被為入
70	江戸	2. 19	<input type="checkbox"/> 御囃子を幕府医師 3 人が御覧、謹姫表御居間に同座	御囃子ニ付、坂上池院老・津軽玄意老・田中俊哲老被為召、御賄例之通 (中略)、謹姫様御囃子御覧被為入ニ付被進之、御居間御 メ 切ニ相成、殿様御同座御相伴被遊候
71	江戸	2. 21	<input type="checkbox"/> 謹姫に送別の盃事を行う	四時前、御居間御 メ 切、謹姫様被為入、御見立之盃事被為在候
72	江戸	3. 19	<input type="checkbox"/> 大奥女中へ小袖・銀下付 (謹姫婚姻出精)	右同断 [謹姫婚姻ニ付出精] 御意有之、御側御用人御取合、右相済御 メ 切ニ而 (御小袖 銀五枚) 岡野方 同断 滝浦方
73	江戸	3. 23	<input type="checkbox"/> 松栄院附女中、表御居間庭の桜を拝見、面会	御住居方浜川殿始六人被出、御庭之桜拝見被致候由、御居間御 メ 切ニ而御袴被為召御逢被遊
74	福井	7. 28	<input type="checkbox"/> 齊善 (遺体・棺) を大奥女中、拝礼	今夕御納棺ニ付御手続、御沐浴前御 メ 切ニ相成大奥女中自拝有之 (中略、納棺後)、御 メ 切ニ相成大奥女中自拝有之
75	福井	8. 9	<input type="checkbox"/> 附衆・側向諸役人、初七日の夜食を頂戴	今日御正統御初七日御逮夜ニ付、御附衆始奥表台子向両手伝迄御夜食頂戴被仰付、御 メ 切中ニ而孔雀之間ニ而御附衆始御側向頭取・御医師・御小姓・御近習番一統頂戴之
76	福井	8. 24	<input type="checkbox"/> 幕府医師の往診、内々御棺拝礼	八時過、玄塚 [幕府医師、野間玄塚] 老被出、毎々通轡之間被通夫方大奥被通御年寄中へ逢被申、御 メ 切中御年寄取計、玄塚老内々御棺拝被改候由
77	福井	8. 24	<input type="checkbox"/> 運上寺僧・雲竜院位牌持参、読経、家老・側向諸役人拝礼	本多内蔵助方始御家老中・御側御用人・御用人・御側向頭取御医師御小姓御近習番御棺拝有之、相済御 メ 切ニ相成、右御 メ 切中御霊具下之 (中略) 一、是迄之通夜五時方御 メ 切、九時方明朝五時迄御表
78	福井	8. 25	<input type="checkbox"/> 楷五郎 [齊承弟、善道]、御棺拝礼	一、今朝五時方四時迄御 メ 切、四時方八時迄表、八時方六時迄御 メ 切是迄之通 (中略) 一、八時過楷五郎様被為入、御棺拝被遊候、但御 メ 切中故梶野取計
79	福井	9. 12	<input type="checkbox"/> 楷五郎、御棺拝礼	夕方楷五郎様被為入、御 メ 切中御棺拝被遊候

注 1) 「少傅日録抄」松平文庫、A0143-01104 ~ 01105 による。
 2) 「表御~~メ~~切」と明示されていないものには、を付した。
 3) 〈 〉内は割書を、| は改行を示す。

表 4 慶永代 (婚姻前) の表~~メ~~切

No.	所在	年月日	出来事	日録の記述
80	江戸	1838 (天保 9) 11. 23	常盤橋上屋敷へ移移、家中・大奥向御目見	表御座之間代り御居間江御着座被遊、御家老御長蛇被差上之、相済御 メ 切大奥ニ相成、暫御休息被遊表ニ相成 (中略) 相済御 メ 切ニ相成、大奥向御目見有之候由 (中略) 一、今夜表御 メ 切大奥ニ而四時御寝被遊候
81	江戸	12. 28	<input type="checkbox"/> 大奥年寄 3 人へ目録を下さる (歳暮)	御手目録御肴一種・金五百疋ツ、御手前御年寄三人江右列之通御側御用人取扱、御 メ 切ニ而被下之
82	江戸	1839 (天保 10) 1. 5	<input type="checkbox"/> 涼晴院 [前津山藩主正室・箏姫]・謹姫 [福山藩主阿部正弘正室] からの女使に面会 (年頭)	涼晴院様・謹姫様方年頭女使被進候ニ付、御休息御 メ 切、御熨斗目御上下御飾付御袴斗ニ而御逢被遊、御手のし被下候由
83	江戸	3. 13	謹姫・阿部正弘来訪	謹姫様五時之御供揃ニ而被為入、表御 メ 切ニ而御盃事被為在候由、伊勢守様四時之御供揃ニ而被為入、御下段ニ而御対顔、御熨斗・御たはこ盆・御茶差上、此処御 メ 切ニ相成、夫の銅御殿へ被為入、伊勢守様・謹姫様御同座ニ而御膳被召上
84	江戸	4. 5	<input type="checkbox"/> 松栄院 [浅姫]、表御居間で同座にて夕膳召し上る	表御居間御 メ 切ニ而御移徙後松栄院様初而被為入、御三度御膳、御居間御同座ニ而被召上、夜五時半前御住居へ御帰り被為入候
85	江戸	9. 8	<input type="checkbox"/> 比丘尼 3 人に面会	一昨日御国方帰着之由被差上之、御 メ 切ニ而御逢有之 柿一籠・白玉糖一箱 本立院・顕示院・法性院
86	江戸	10. 29	松栄院、[表御座間に] 入らせらる	今日八時方松栄院様表御 メ 切ニ而被為入、夜五時過御 メ 切解
87	江戸	12. 3	<input type="checkbox"/> 表向新御普請御覧になる、松栄院も内々に御覧	夕方新御普請御 メ 切ニ相成、大奥ニ而殿様被為入御覧被遊、其節松栄院様も御内々被為入候由

88	江戸	12. 5	□ [新御屋形へ移徙] 到来の御肴頂戴、夜分松栄院も入らる	夕方御居間御 ズ 切ニ而御到来之御肴頂戴被仰付候由、夜分ハ松栄院様ニも被為入、五半時前御住居へ御帰被為入候
89	江戸	12. 28	□大奥年寄3人へ目録を下さる(歳暮)	御肴一種 金五百疋ツ、御年寄三人江右例之通御居間御 ズ 切ニ而御側御用人取扱、御手目録被下之
90	江戸	1840 (天保11) 春頃	夕膳は大奥にて召し上がるのが定例	天保十一庚子年春頃御平生御常則大抵左之通(中略)一、七半時過御三度御膳被仰付、定式表御 ズ 切大奥ニ而召上り候事、但御 ズ 切ニ相成候得ハ、御前詰之御小姓・御次詰之御近習番御錠口外ニ相詰、御手長御次詰老人ニ而勤之
91	江戸	3. 19	□松栄院、表御居間で同座にて夕膳召し上る	八半時前、御居間御 ズ 切ニ而松栄院様被為入、夜分六半時過御住居へ御帰り被為入、御三度御膳御同座ニ而被召上候、大奥ニ而田楽出来候由、倉橋殿初へ御夜食・御酒・御吸物・御くハシ等被下之
92	江戸	5. 29	□松栄院、御居間で同座にて軍談お聴きになる、松栄院附用人も同座	(本文引用参照)
93	江戸	11. 16	□有卦入りで到来した品々の仕分けを大奥が取計る	御有卦入ニ付一位様 [慶永父、徳川齊匡]・右衛門督 [徳川慶頼] 様方被進御台之物初夫々御到来之御品々、御 ズ 切中大奥ニ而仕分取計有之、御取囉ニ相成、大奥・表并御医師、御国罷在候御小姓五人迄頂戴被仰付候
94	江戸	1841 (天保12) 10. 4	□松栄院、御座間に入られ、同座にて席画御覧、松栄院附用人・側向役人同座	(表1の19に同じ) 御座之間御 ズ 切ニ而、昼時過松栄院様被為入
95	江戸	11. 16	□松栄院、御座間に入られ、軍談聴聞、松栄院附用人・側向役人同座	(表1の20に同じ) 是迄御居間御 ズ 切之処、以来表御座之間ニ相成
96	江戸	12. 3	□表御座間で軍談	御座之間御 ズ 切 [伊東] 燕凌罷出、去月十六日之通、今日方後風土記申上候
97	江戸	12. 22	□表御座間で軍談、松栄院聴聞	御座之間御 ズ 切燕凌如例、尤松高 [松栄院附用人、松高斧次郎] 殿初休息所へ薄皮餅ニ夕分ニ而差出之 松栄院様へ 六寸御小重 (干くハシ 生くハシ) 当年軍談御納ニ付被進之 大鉢盛 (うす皮 まんちう) 同断ニ付御側御慰被進之
98	江戸	12. 25	□松栄院附老女衆等へ贈物を下さる	御直々御贈物有之 御居間御 ズ 切ニ而被遣之 御住居 老女衆始
99	福井	1843 (天保14) 8. 15	□夕食 (月見)	御月見ニ付大奥方献上物ニ不及段申通候 一、御月見ニ付御三度御膳前御 ズ 切ニ而、御祝物御先例之通
100	福井	9. 1	□御泉水屋敷へ入られ、近接する榎五郎住所で面会 (見舞)	御供揃御泉水屋敷へ被為入、御裏通り榎五郎様御住所へ為御見廻被為入候、(中略、榎五郎様御住所で) 御休息御 ズ 切ニ而榎五郎様へ御対顔被遊
101	福井	閏9. 14	□海岸巡覧 (閏9/14 ~ 9/22)	御留守中御錠口 ズ 切候事、奥御坊主居残り四人之内二人ツ、当番勤之、御茶方居残り老人ニ相成候ニ付御道具役森久三へ御留守中助被仰付候事
102	福井	12. 28	□歳暮祝儀、大奥年寄へ目録下さる	御座之間御着座 (御褥指上 之) 御家老御側御用人歳暮之御祝儀申上、銘々御手のし被下之 (中略)、相濟夫方御 ズ 切 御肴料 五百疋 御内証出 御年寄 歌島方 右御手目録ニ而被下之
103	福井	1844 (弘化元) 1. 2	□年頭祝儀、夕膳	[書初め] 相濟三献之御祝有之、御引続御三度御祝御膳御 ズ 切ニ而御祝被遊候
104	江戸	2. 6	以後、松栄院拝領の品々等を大奥にて年寄中に披露することに決まる	松栄院様御伝ニ而御拝領被遊候御品、或ハ暑中寒中御伽坊主衆御住居へ被遣候節御拝領被遊候類之御品共、御住居御別殿ニ相成候事故、以来別段御上下被為召表御 ズ 切ニ相成、大奥ニ而御年寄中御披露申上候筈相究ル
105	江戸	3. 19	□壺岸島中屋敷で貞照院 [斉承母] に面会	貞照院様へ御対顔被遊候ニ付、大奥女中御年寄初海手御茶屋 [壺岸島中屋敷] へ罷越居、御案内申上一先御茶屋へ貞照院様被為入、御程合ニ而紅葉之間御 ズ 切ニ相成、御対顔被遊候
106	江戸	4. 9	□松栄院附女中7人に面会、乗馬拝見仰付る	右女中 [松栄院附女中] 被為召候ニ付、御座之間御 ズ 切ニ相成御継上下被為召御逢有之 (中略)、夫方表ニ相成御馬見所御出出来御馬御支度宜段申上有之、御馬見所上之御間へ表ニ而被為入、同御二ノ間御簾團ニ相成倉橋殿初被罷出、御乗馬御次馬御馬方不残へ被仰付拝見被仰付候
107	江戸	4. 29	□発駕前儀式	謹姫様・貞照院様御使被為受、表ニ相成御旅服被為召、再御 ズ 切ニ而大奥一統御目見御受被遊、夫方表御式ニ相成候事
108	福井	6. 27	□慶永出殿後に大奥女中、土居仏殿拝礼	御参詣御出殿後、大奥女中御年寄始土居御仏殿拝礼被致度旨願ニ付入御聴、御出殿後直ニ大奥切之御 ズ 切ニ相成

109	福井	7. 8	□御膳表仕立・御膳取扱の省略	此度御趣意ニ付御膳表ニ而御仕立ニ相成、奥へ廻し上之御錠口 ヲ 御膳番受取差上候事 但、奥御 メ 切御膳之節ハ尤女中切ニ而取扱候事
110	福井	7. 22	□御膳表仕立・御膳取扱の手順	此度御趣意ニ付御膳大奥廻しニ相成候ニ付、今日御二度御膳方御仕立表ニ而御料理人致し、下之御錠口 ヲ 大奥へ相廻し大奥ニ而御盤立有之、御膳番上之御錠口 ヲ 受取之差上候事 (中略) 一、御 メ 切御膳之節大奥方御支度宜段申出候へハ其段御膳番方申上、御都合次第御 メ 切被仰出候事 但御近習番御手長入不申、大奥方直ニ差上候事
111	福井	8. 15	□夕食後月見祝儀	御三度御膳之節御月見ニ付御祝之御汁・団子代り御長蛇御膳番差上之、此御祝物御近例大奥ニ而差上候故、翌巳年方大奥ニ而上候様ニ成、直ニ御左之方へ飾付之、前条朱書可見合引統御締切ニ相成
112	福井	8. 17	□夕食後灸治	御三度御膳後御 メ 切中、当番御匙医師岩佐玄珪・同御針医師勝沢一順被為召御肩背へ御上点被仰付
113	福井	10. 14	□目付用談の節、側向諸役人は、御次の間に控える	[13日、追々寒気ニ相成候ニ付御休息所南御入側ニ御囲出来] 昨日方南御入側ニ被為入候ニ付、御側御用人へ談之上左之通両部屋へ申通候 一、以来御休息所并南御入側御囲内ニ而、御目付御用御聴被遊候節ハ御前詰之者大奥御 メ 切中之通御次へ下り居可申事 但、御錠口へ御人払札差出候ニ不及
114	福井	10. 19	□城下巡り、高知席家臣2人の下屋敷庭を御覧	御城下御廻り被遊(中略)、夫方三ツ橋口本多筑後[元家老]下屋敷・稲葉敬次郎[高知席]下屋敷江御差掛り被為入、門内庭口迄之所鳥渡御覧被遊(尤両屋敷共 締切有之)
115	福井	12. 13	煤払いのため大奥御座間に入られる	御煤払之処、当年御中陰中且御痛所も有之御鷹野等之御出殿無之ニ付、朝御膳後大奥御座之間表御 メ 切ニ而被為入、御居間御掃除相済御二度御膳前表へ被為入
116	福井	12. 28	歳暮祝儀、大奥年寄歌島へ目録下さる	五半時御供揃御本丸へ被為移一統之御礼被為受(中略)、相済御帰殿之上於御居間御側御用人・御用人(脱剣)一統罷出御参観、御時節被仰出候ニ付恐悦申上(中略)、畢而表御 メ 切ニ相成 金五百疋 御年寄 歌島方 右例之通御手目録ニ而被下之、御側御用人取計
117	福井	1845 (弘化2) 1. 6	□発熱のため終日入床	終日御床ニ被為入御寒熱御覺被遊候、大奥御拝御流御入代り御 メ 切有之
118	福井	1. 8	比丘尼1人に面会	鼻紙巻束・御盃 壺 円寿院へ 右年頭罷出候ニ付、表御 メ 切御目見被仰付、右大奥取扱被下之
119	福井	2. 24	□菩提所住持招待、格別省略	寺方御招有之(中略)右御細工物被下候儀、御先例ハ御 メ 切ニ相成、大奥取計被下答之処、当年者御料理等格別御省略ニ付御 メ 切之御馳走無之
120	福井	3. 13	□灸治御初兼御納式、匙医師・奥医師に煙草入れ等下さる	御灸治御初御納御兼帯之御式計有之(中略)今日御 メ 切ニ而御医師惣名代として当番御匙いし細井玄篤・同奥御いし馬淵玄竜罷出、右御品物御匙医之分ハ玄篤江、奥御いし之分ハ玄竜江一所ニ御手自被下之
121	江戸	12. 28	□歳暮祝儀、大奥年寄3人へ目録下さる	御年寄三人へ 右御居間御 メ 切、御側御用人出席例年之通被下之
122	江戸	1846 (弘化3) 1. 1	□大奥にて三献の陰祝(～1.3)	今朝御出殿後、御居間御 メ 切ニ相成、大奥ニ而御例之通三献之御蔭祝差上之由
123	江戸	1. 2	□大奥にて三献の陰祝、縫物初の祝儀	今朝諸御礼之間ニ御居間御 メ 切、大奥ニ而昨日之通り三献之御蔭祝可有之処、御小休被為入候御程合も有之、大奥ニ而も御年寄中御城初へ御使等ニ被出歸り之都合も有之ニ付、旧冬磯岡方申談大奥ニ都合次第御錠口外廊下之処暫大奥御 メ 切ニいたし此所ニ而、三献御蔭祝差上候事(中略) 一、御三度御膳之節、御縫物初之御祝儀、御吸物・御酒御 メ 切御祝被遊
124	江戸	1. 3	□大奥にて三献御祝	今朝御居間御 メ 切中大奥ニ而三献御祝差上候由
125	江戸	1. 5	□謹姫からの女使に面会(年頭)	謹姫様 ヲ 年頭之女使被進之、御帰殿之儘御 メ 切御逢被遊候
126	江戸	1. 8	□比丘尼衆に面会(年頭)	御比丘尼衆不残、御例之通年頭ニ付被罷出、今朝御 メ 切中御目見有之由
127	江戸	1. 8	□節分祝儀	一、節分ニ付御福茶御豆御吸物御酒等御三度前御祝物并御二度之御祝御膳、今日御精日ニ付御三度ニ差上之、何も御例刻之御 メ 切中大奥ニ而御祝被遊候 一、右同断ニ付七半時揃御嘉例之通豆被下之御式有之(中略)、相済御居間へ被為入御 メ 切被仰出、大奥女中罷出御例之通御式有之由、

128	江戸	1. 14	□福茶祝儀	御三度御 ズ 切前御福茶表ニ而御祝被遊、御小姓老人のしめ着差上之
129	江戸	2. 16	□松栄院附女中に面会	暮時前御住居方染村殿、御内御用ニ而被罷出候由、御三度御膳御 ズ 切中ニ付直々御逢被遊
130	江戸	3. 13	□謹姫からの女使に面会（見舞）	謹姫様方 鮭 二包・御生菓子一重 右為折柄之御見廻 [慶永、感冒]、老女花井被差出候ニ付被進之、御居間御 ズ 切御逢有之、例之通御袴被為召候
131	江戸	3. 22	大奥年寄任免	眼病ニ付内願之上御城勤御免 御年寄 八十瀬方 御年寄被仰付并御城勤被仰付候 表使格御右筆 室多 右ニ付表御 ズ 切之節室多方御礼御目録被差上、御手のし被下候由
132	江戸	4. 28	□江戸発駕（参勤交代）	一、六半時御供揃差出之御用人方申上有之、同刻御綿服ニ御上下被為召御 ズ 切ニ相成大奥女中御目見、畢而御拝御平生之通有之、此節謹姫様御使并貞照院様方御歛之者へ御逢有之由 一、直ニ御旅服御綿服棧留御袴御野羽織被為召、再御 ズ 切大奥女中御暇乞御目見有之

注 1) 「少傅日録抄」松平文庫、A0143-01106～01111 による。

2) 表~~ズ~~切と明示されていないものには、□を付した。

3) く) 内は割書を、| は改行を示す。

注

- 1) 松平慶永「幕儀参考稿本」『松平春嶽全集』1、1939年（1973年復刻）、p. 460。明治13年（1880）頃に記されたもので、慶永はこれ以外に同じ表向と奥向表方の境として、時計の間に坊主が常駐し監視した「口奥」があったことを次のように記している。「又勝手ノ口ニ（銅壺ノ間マデハ表役人參ル、時計ノ間即ソコニ坊主アリ）口奥ト云フアリ、コレ表奥ノ境界ナリ」。なお、本稿ではく) は割書を、| は改行を示す。
- 2) 御鈴廊下が上・下二本になったのは、九代将軍家重時代（1745-60 在任）以降と推定されている（『徳川「大奥」事典』2015年、p. 18）。
- 3) 江戸後期の江戸城の大奥には、上御鈴廊下の入り口に「上ノ御錠口」、下御鈴廊下に「下ノ御錠口」が存在した（深井雅海『江戸城一本丸御殿と幕府政治』2008年、p. 190）。
- 4) 柳沢芙美子「近世中期における福井藩松平家の奥向—福井藩法を中心に—」『福井県文書館研究紀要』19、2022年3月参照。行論の便宜のために、「御守殿・御錠口扱方定」の表錠口関連の規定を下記に再掲する。

（前略）

金津奉行／町奉行／御預所元~~ズ~~役／御奉行／

御預所郡奉行／郡奉行／御目付／江戸御聞番

右之面々江戸・御国共御目見并不時御人私御用ニ付御前江罷出候節者、表御錠口御杉戸明キ罷通候事

但平日何茂罷通候御廊下通ハ表御役人不罷通様、右之通ニ而前格之通ニ候事

一右罷出候節者表御錠口御杉戸内ニ詰合之御用人、御側之内一人相詰候事

右之通江戸・御国共相心得可申候事（『福井市史』資料編6 4上、p. 629）

- 5) 松平慶永「幕儀参考稿本」『松平春嶽全集』1、1939年（1973年復刻）、p. 495。
- 6) 永島今四郎・太田賛雄編著『千代田城大奥』上、1892年、pp. 31-32。
- 7) 「柳堂日次記」の別書で国立国会図書館蔵。この検索は国立国会図書館次世代デジタルライブラリーの全文検索によった。ここで紹介した文化元年、安政6年の記事は、それぞれ「年録」357、「年録」532に登場する。なお、幟の資料上の表記は、「旒」である。

これ以外に注目すべき事例として、文化14年と文政元年に奥向での能の上演に関連し、継嗣家慶が本丸大広間西縁から「奥メ」で入御したことが挙げられる。ここで「奥メ」が行われた意味は不明であるが、能を將軍・継嗣や老中・若年寄が観覧しただけではなく、大奥が関わっていた可能性がある。

一、今四時之御供揃ニ而大広間西御縁方奥メニ而右大将様被為入

一、於奥御能有之、老中能登守・出羽守、若年寄中西丸共見物被仰付之

(文化14年10月27日「年録」402。ほぼ同文で文政元年4月18日「年録」405)

- 8) 正親町公和「昭徳院御凶事留」『静寛院宮御日記』下、1927年、p. 580・pp. 588-589。
- 9) 「玉川上水留」「御用向諸事日記」「南撰要類集」は、いずれも国立国会図書館蔵。たとえば、「玉川上水留」からは吹上御庭の上水掛樋や枡の普請に関連し、「奥メ」の際には事前に通達があり、池の水は平常に戻された。国書刊行会編『柳営婦女伝叢』に見られる内容は表現は異なるが、「年録」との重なりが多い(1917年、p. 341・448・456・457・461・464・470・488・490)。また『古事類苑』礼式部9(1914年、p. 151)では、慶応4年4月の水戸藩主徳川慶篤逝去の際、正室・子・老女等の棺拝礼が「奥締り」によって行われたことがわかる。
- 10) 柳谷慶子「仙台藩伊達家の「奥方」—七代重村の時代を中心に—」大口勇次郎編『女の社会史 17-20世紀—「家」とジェンダーを考える』2001年、p. 52。『大日本古文書』家わけ3ノ8(伊達家古文書之8、1912年)においても、座敷番表小姓・女中・江戸番頭の勤方を申渡している中に「御メ切内」「御メ切外」とする表現がある(p. 112・237・344)。
- 11) 柳谷は伊達斎村の生母の書状から、重村の代で年寄絵川が、斎村の代で年寄清野が「表へ出る」ことがあったことを指摘した。ここでいう「表」とは、奥向表方を指すと考えられる(柳谷慶子「仙台藩伊達家の「奥方」」大口勇次郎編『女の社会史 17-20世紀—「家」とジェンダーを考える』2001年、pp. 63-65)。
- 12) 福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』2018年、p. 337(初出は「奥女中の世界」藪田貫・柳谷慶子編『江戸の人と身分4 身分のなかの女性』2010年)。
- 13) 奥向の閉鎖性と開放性を主題とした本稿の分析視角は、福田千鶴の「表向、奥向という空間をジェンダーで区分することからの脱構築をはかるためには、奥空間が両義的な空間であることを位置づけていく必要がある」「大奥には開放性もあり、ただ閉鎖的だったわけではない」という指摘に触発されたものである(福田千鶴「空間で読み解く近世社会 表向・奥向の視点から」加賀藩研究編集委員会『加賀藩研究』10、2020年7月、p. 21)。
- 14) 福井県文書館資料叢書9～14『福井藩士履歴』1～6からみると、福井藩では少なくとも正徳期から明和期(1711～72)にかけては「中奥御小姓」「中奥筆頭」などの職名が見える。なお、深井雅海は、明治20年代の『旧事諮問録』から、將軍の執務・生活空間である「奥」を「中奥」と呼ぶ傾向はこのころに強まったこと、これとは別に松尾美恵子が指摘しているように家光の時代に黒書院のことを「中奥」と称していたことを明らかにしている(『江戸城—本丸御殿と幕府政治—』2008年、pp. 116-121)。
- 15) 福井藩では、明治2年(1869)12月28日に慶永(春嶽)付女中を中奥と称し、勇姫付女中を大奥と称するとされた。この時、中奥女中は男性役人の「家従頭」が、大奥女中は年寄の後継役職となる「裏取締」が管轄するとされた(1871年「裏取締」廃止。福井県文書館資料叢書7『越前松平家家譜 慶永4』2010年、p. 97)。
- 16) その後、松平慶永が安政の大獄によって隠居・急度慎に処せられた翌年、安政6年(1859)1月から慶応4年(1868)7月までが再び連続して「御用日記」として残存しているが、ここではこの部分は扱わない。

- 17) 「少傳日録抄」は、天保2年(1831)5月1日から6月7日、9月6日から12月6日、同3年1月1日から2月6日、同5年1月1日から5月14日、同13年1月1日から14年6月10日、弘化2年(1845)4月6日から10月晦日を欠いている。
- 18) 水沼尚子「幕末江戸藩邸の奥向一前橋藩松平家記録「朝夕申継帳」を素材に一」『女性歴史文化研究所紀要』20、2012年。
- 19) デジタルアーカイブ福井のURLは <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>。
- 20) この時、田安德川家屋敷を出た慶永は、田安家の年寄裏辻が乗り添って本丸大奥に登城し、大奥の対面所で將軍家慶に御目見し、刀・脇指を拝領していた(福井県文書館資料叢書4『越前松平家家譜 慶永1』2010年、p.61)。
- 21) 福井県文書館資料叢書7『越前松平家家譜 慶永4』2010年、p.76。
- 22) 江戸城では「上ノ錠口」が將軍の表向への出御や大名・諸役人の御目見のために用いられたのに対し、時計の間近くにあった「口奥」は、口奥坊主が常駐し、表向役人の出入りを監視していたとされる(深井雅海『江戸城一本丸御殿と幕府政治一』2008年、p.121)。
- 23) 天保10年(1839)9月12日の条に「新御稽古所出来ニ付今日方被為入、御稽古被遊候」とある(「少傳日録抄」松平文庫、A0143-01106)。
- 24) 畑尚子『徳川政権下の大奥と奥女中』2009年、p.46。また福田千鶴は寛永18年(1641)に春日局に抱かれた家綱が白書院で御三家当主や世嗣に、大広間で大名以下に対面したようすを紹介している(『大奥を創った女たち』2022年、p.95)。
- 25) 「家譜 百六十二 齊承公 文政十二年」越葵文庫 A0150-01170。
- 26) さらに天保14年(1843)3月にはこれに代わって神田橋中屋敷を拝領した。
- 27) 熊本藩主細川斉護娘・勇姫との婚姻は、嘉永2年(1849)11月のことである。
- 28) 類焼時の仮住居以外に浅姫が常盤橋上屋敷の奥向奥方に居住することはなく、「御住居」組織の独立性は高かったが、類似する事例として、前橋藩松平家において新藩主の婚姻を経て正室の奥方組織が形成されるまでの間、先代藩主の正室(慈貞院、佐賀藩鍋島直正娘、貢姫)が奥向組織を保ったまま上屋敷に居住し、前橋藩の奥向を支えた例がある(水沼尚子「幕末期江戸藩邸の奥向一前橋藩松平家記録「朝夕申継帳」を素材に一」『女性歴史文化研究所紀要』20、2012年)。
- 29) 一部に複数日をまとめたものがある(11、22)。
- 30) これ以前の福井藩松平家における「御〆切」の事例については、十分な検索はできていないが、文化3年(1806)5月に下記のような記述があり、奥向女中が外出する際に「御〆切」とされていたことがわかる。これは松平治好の代、正室は定姫(田安德川家出身)の時期である。

一、文化三寅五月廿一日、御広敷御用人中根新左衛門申聞候ハ、大奥女中御〆切之節指掛り之節ハ御広敷方断ニ而新木戸〔御座所御台所脇の木戸〕明〆致候様、木戸番所へ申付候様申聞候ニ付、其段口上扣を以木戸番所へ申付候事(「御門御櫓之部」松平文庫、A0143-01049)
- 31) ただし、これらの記述は浅姫が常盤橋上屋敷の仮住居に居た文政12年から13年の年始に限られている。
- 32) 天保12年(1841)9月12日条には、「燕凌如例、以後度々ハ不記之、大体壹月二度計」とあり、この時期では春嶽の記憶より頻繁に軍談の聴聞が行われたことがわかる(「少傳日録抄」松平文庫、A0143-01107)。
- 33) 「真雪草紙」『松平春嶽全集』1、1939年(1973年復刻)、pp.110-111。
- 34) 「御座所御絵図」弘化4年(1847)、松平文庫、A0143-21379。

- 35) 18世紀半ばの仙台藩伊達家では、「大上臈」「老女中」などの奥向女中の役職が表向役人のどの格式に相当するかが明らかにされていた（柳谷慶子「仙台藩伊達家の「奥方」」大口勇次郎編『女の社会史 17-20世紀-「家」とジェンダーを考える』2001年、p. 59）。
- 36) 19世紀前半以降の福井藩では、参勤交代時に藩主付奥向女中を中心に別行程で江戸と福井を往来していた。福田千鶴は鳥取藩池田家の藩主付女中における同様な事例を紹介している（福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』2018年、第9章）。
- 37) 鈴木準道・舟沢茂樹校訂『福井藩史事典』は、鈴木準道が大正4年（1915）に記した「福井藩役々勤務雑誌」を改編したものである（1977年 p. 19）。
- 38) 松平光通（1636-74、45-74在任）の代においても江戸参観中は、御座所を締め切ったとされる（『稿本福井市史』上、1941年、p. 174）。
- 39) 福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』2018年、p. 200。
- 40) 福田千鶴は、明治期の浅野長勲の回想として広島藩浅野家でも藩主の就寝時に表と広敷（奥方）の間の錠口を締めたことを紹介している（福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』2018年、pp. 342-343）。
- 41) 田安家三代当主徳川斉匡は、慶永の父であり、一橋家の出身で十一代将軍家斉の異母弟であった。
- 42) この頃、善道は斉承大奥に度々入っていたようで表2（27）の但書きには「但、謙五郎様当時ハ度々大奥へ被為入候不宜、御出生様江も御泉水へ御移り之上御対顔有之可然旨、貞照院様思召之由、其段善四郎〔松田善四郎、善道付側向頭取〕・新六〔中根新六、謙五郎付側向頭取見習〕へ申聞候」とある。
- 43) 奥向奥方には、江戸城大奥や大名家ともに奥向女中だけではなく、事務・調達や警備を行う広敷向の男性役人が勤務する場もあり、その協業によって奥方の運営をおこなっていた（「性差の日本史」展示プロジェクト編『新書版 性差〈ジェンダー〉の日本史』2021年、p. 111）。また、将軍の縁戚大名から江戸城大奥に派遣された儀礼勤め「御城使」の全容を明らかにしようとした柳谷慶子は、献上物の準備や将軍とその家族からの上使への応接が、奥向女中と表向・奥向の男性役人との協業によって行われたことを指摘している（柳谷慶子「「御城使」としての奥女中-選任と役務の検討を中心に-」『国立歴史民俗博物館研究報告』第235集、2022年9月、pp. 210-213）。